改 定 素 案	現 行(第13回 改定)	改	定	理	由
大分類J-金融業、保険業	大分類J-金融業,保険業				
総一説	総説				
ただし、社会保険事業を行う事業所は、大分類P-医療、福祉[8511]又は大分	う事業所並びに漁船保険を行う事業所は本分類に含まれる。				
(1) 資金融通機関 資金の融通を行う事業所としては、次のものが含まれる。 ① 資金の貸付に併せ、預金の受入れを行う銀行業、中小企業等金融業及び農林水産金融業を営む預金取扱機関 ② 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 (2) 資金取引の仲介機関 資金取引の仲介を行う事業所としては、金融商品取引業、商品先物取引業、商 品投資顧問業等が含まれる。 (3) (1)、(2)と密接に関連して、補助的・附随的業務を営む事業所及び信託業、金 融代理業を営む事業所 2. 保険業 不測の事故に備えようとする者から保険料の払込みを受け、所定の事故が発生 した場合に保険金を支払うことを業とするもので、保険業(生命保険、損害保 険)、共済事業、少額短期保険業及びこれらに附帯する保険媒介代理業、保険	金取引の仲介を行う事業所が分類される。 (1) 資金融通機関 資金の融通を行う事業所としては、次のものが含まれる。 ① 資金の貸付に併せ、預金の受入れを行う銀行業、中小企業等金融業及び農林水産金融業を営む預金取扱機関 ② 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 (2) 資金取引の仲介機関 資金取引の仲介を行う事業所としては、金融商品取引業、商品先物取引業、商品投資顧問業等が含まれる。 (3) (1)、(2)と密接に関連して、補助的・附随的業務を営む事業所及び信託業、金融代理業を営む事業所				

	改	定素	 案	3	<del></del> 現	行(第13回 改定)	改	定	理	由
		中分類62一銀				中分類62-銀行業				
		総説				総説				
この中分類! 行が分類され		央銀行と銀行業又は信託	<b>光業を営む預金取扱機関である銀</b>	この中分類に行が分類され		<b>や銀行と銀行業又は信託業を営む預金取扱機関である銀</b>				
	細分類 番号		かを行う事業所(62銀行業)	小分類 番号 620	細分類 番号	管理,補助的経済活動を行う事業所(62銀行業)				
	6200	業の経営を推進するた 人事・人材育成、総務 伝、営業支援・特定顧! ロジェクト管理、支社・ 理、保有資機材の管理 事業所をいう。	う本社等 業所を統括する本社等として、自企 とめの組織全体の管理統括業務、、 、財務・経理、法務、企画、広報・宣 客管理、調査・研究開発、生産・プ 支店等の管理、情報システム管 型、契約等の現業以外の業務を行う ・・本所・本店・支社・支所		6200	主として管理事務を行う本社等 主として銀行業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、企画、広報・宣伝、営業支援・特定顧客管理、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、支社・支店等の管理、情報システム管理、保有資機材の管理、契約等の現業以外の業務を行う事業所をいう。 〇管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所				
	6209	主として銀行業におけ	」経済活動を行う事業所 ける活動を促進するため、同一企業 輸送、清掃、修理・整備、保安等の ፮業所をいう。		6209	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 主として銀行業における活動を促進するため、同一企業 の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の 支援業務を提供する事業所をいう。 〇自家用車庫				
621		中央銀行		621		中央銀行				
	6211	中央銀行 銀行券を発行し、通り いう。 〇日本銀行	貨及び金融の調節を行う事業所を		6211	中央銀行 銀行券を発行し, 通貨及び金融の調節を行う事業所を いう。 〇日本銀行				
622	6221	業務を行う事業所をい ただし、信託銀行、そ	の他の銀行を除く。 ;第二地方銀行協会加盟の地方銀	622	6221	銀行(中央銀行を除く) 普通銀行 主として預金の受入れ,資金の貸付け,為替取引等の 業務を行う事業所をいう。 ただし,信託銀行,その他の銀行を除く。 〇都市銀行;地方銀行;第二地方銀行協会加盟の地方銀行;インターネット専業銀行				

改	定素案	現	行(第13回 改定)	改	定	理	由
6222	郵便貯金銀行 郵政民営化法等により銀行業を行う事業所をいう。 〇ゆうちょ銀行	6222	郵便貯金銀行 郵政民営化法等により銀行業を行う事業所をいう。 〇ゆうちょ銀行				
6223	信託銀行 主として信託業務を行う銀行の事業所をいう。 ×運用型信託会社[6621];運用型外国信託会社[6621]; 管理型信託会社[6622];管理型外国信託会社[6622]	6223	信託銀行 主として信託業務を行う銀行の事業所をいう。 <u>〇信託銀行</u> ×運用型信託会社[6621];運用型外国信託会社 [6621];管理型信託会社[6622];管理型外国信託会社 [6622]	信託銀行→指針	①により削隊	<b>*</b>	
6229	その他の銀行 他に分類されない銀行業を行う事業所(外国に本店を 有する銀行の本邦内支店その他の営業所である事業所 を含む)をいう。 〇外国銀行支店・出張所・駐在員事務所	6229	その他の銀行 他に分類されない銀行業を行う事業所(外国に本店を 有する銀行の本邦内支店その他の営業所である事業所 を含む)をいう。 〇外国銀行支店・出張所・駐在員事務所				

	改	定	素	案		現	行(第13回 改定)	改	定	理	由
		中分類63	3-協同組織	世金融業 			中分類63-協同組織金融業				
			総説				総説				
				と業者、農業者、漁業者や労働団 る預金取扱機関が分類される。			として組合員である中小企業者、農業者、漁業者や労働団 する金融上の便益を供する預金取扱機関が分類される。				
小分類 番号 630	i 細分類 番号 6300	管業主主に管務研シの電力とと、統一のでは、ででは、統一のでは、統一のでは、変テテ教のでは、変テテ教のでは、変テテ教のでは、変テテ教のでは、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して	里事務を行る。同組織金属 人組織の経済、人国伝、と宣伝、と な報・宣伝、と 生産・プロジ 理、保有資格 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	★業の事業所を統括する本部等と 営を推進するための組織全体の 人材育成、総務、財務・経理、法 営業支援・特定顧客管理、調査・ ェクト管理、支部等の管理、情報 機材の管理、契約等の現業以外	番 <del>·</del> 630	類 細分 子 番号 6300					
	6309	主として協め、同一法	隔周組織金融 人組織の他 保安等の支持	経済活動を行う事業所 虫業における活動を促進するた 事業所に対して、輸送、清掃、修 援業務を提供する事業所をいう。		6309	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 主として協同組織金融業における活動を促進するため、同一法人組織の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提供する事業所をいう。 〇自家用車庫				
631	6311		司連合会 会員外から 小企業者に )事業所をい	広く預金を受け入れ、主として会 資金を融通する金融機関及びそ う。	631	6311	中小企業等金融業 信用金庫・同連合会 会員及び会員外から広く預金を受け入れ、主として会 員である中小企業者に資金を融通する金融機関及びそ の連合会の事業所をいう。 〇信用金庫:信金中央金庫	言用金庫→指針	①により削	除	

### 日本標準産業分類第14回改定素案(J-金融業、保険業)

	改	定素案	現	ļ	行(第13回 改定)	改	定	理	由
	6312	信用協同組合・同連合会 原則として組合員のみから預金を受け入れ、主として 組合員である中小企業者に資金を融通する組合及びそ の連合会の事業所をいう。	6	312	信用協同組合・同連合会 原則として組合員のみから預金を受け入れ、主として 組合員である中小企業者に資金を融通する組合及びそ の連合会の事業所をいう。 〇信用協同組合:信用組合:信用協同組合連合会	信用協同組合:イ	言用組合;	信用協同組合	合連合会→指針
	6313	商工組合中央金庫 債券を発行し、主として出資者である組合及びその構成員等から預金を受け入れ、これらに対し資金を融通する金融機関の事業所をいう。	63	313	商工組合中央金庫 債券を発行し、主として出資者である組合及びその構成員等から預金を受け入れ、これらに対し資金を融通する金融機関の事業所をいう。 〇商工組合中央金庫	商工組合中央金	:庫→指針	①により削除	ŧ
	6314	労働金庫・同連合会 労働組合、消費生活協同組合等からの預金の受入れ を行い、これら団体の行う福利共済活動を推進するため の資金を融通する金融機関及びその連合会の事業所を いう。		314	労働金庫・同連合会 労働組合、消費生活協同組合等からの預金の受け入れを行い、これら団体の行う福利共済活動を推進するための資金を融通する金融機関及びその連合会の事業所をいう。 〇労働金庫:労働金庫連合会	労働金庫;労働会	金庫連合	会→指針①に	より削除
632		農林水産金融業	632		農林水産金融業				
	6321	農林中央金庫 農林水産系統組合の中央機関として、組合等から預金 を受け入れるとともに債券を発行し、組合等に金融上の 便益を供する機関の事業所をいう。		321	農林中央金庫 農林水産系統組合の中央機関として、組合等から預金 を受け入れるとともに債券を発行し、組合等に金融上の 便益を供する機関の事業所をいう。 〇農林中央金庫	農林中央金庫→	・指針①に	より削除	
	6322	信用農業協同組合連合会 農林中央金庫と信用事業を営む農業協同組合の中間 にあって、地域的親金融機関として農業協同組合に金融 上の便益を供する機関の事業所をいう。		322	信用農業協同組合連合会 農林中央金庫と信用事業を営む農業協同組合の中間 にあって、地域的親金融機関として農業協同組合に金融 上の便益を供する機関の事業所をいう。 〇信用農業協同組合連合会	信用農業協同組	l合連合会	∵→指針①によ	り削除
	6323	信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会 連合会 農林中央金庫と信用事業を営む漁業協同組合及び水産加工業協同組合の中間にあって、地域的親金融機関として漁業協同組合及び水産加工業協同組合に金融上の便益を供する機関の事業所をいう。	63	323		信用漁業協同組 連合会→指針①			工業協同組合

改定素案	現 行(第13回 改定)	改	定	理	由
6324 農業協同組合 組合の事業所のうち、組合員である農業者に金融上の 便益を供することを専業とする事業所をいう。 〇農業協同組合(金融上の便益のみを提供するもの) ×農業協同組合(信用事業、共済事業と併せて他の大 分類にわたる各種の事業を行うもの)[8711]	6324 農業協同組合 組合の事業所のうち、組合員である農業者に金融上の 便益を供することを専業とする事業所をいう。 〇農業協同組合(金融上の便益のみを提供するもの) ×農業協同組合(信用事業、共済事業と併せて他の大 分類にわたる各種の事業を行うもの)[8711]				
6325 漁業協同組合、水産加工業協同組合 組合の事業所のうち、組合員である漁業者又は水産加工業者に金融上の便益を供することを専業とする事業所をいう。 ○漁業協同組合(金融上の便益のみを提供するもの); 水産加工業協同組合(金融上の便益のみを提供するもの) ×漁業協同組合(信用事業、共済事業と併せて他の大 分類にわたる各種の事業を行うもの)[8712];水産加工 業協同組合(信用事業、共済事業と併せて他の大分類 にわたる各種の事業を行うもの)[8713]	6325 漁業協同組合、水産加工業協同組合 組合の事業所のうち、組合員である漁業者又は水産加工業者に金融上の便益を供することを専業とする事業所をいう。 〇漁業協同組合(金融上の便益のみを提供するもの): 水産加工業協同組合(金融上の便益のみを提供するもの) ×漁業協同組合(信用事業、共済事業と併せて他の大分類にわたる各種の事業を行うもの)[8712]:水産加工業協同組合(信用事業、共済事業と併せて他の大分類にわたる各種の事業を行うもの)[8713]				

改		現	行(第13回 改定)	改	定	理	由
中分類64	ー貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 総 説	中分類64-	ー貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関 総 説				
	。金業、質屋、クレジットカード業を営む事業所、政府関係金 用機関が分類される。	この中分類には、貸金融機関等、非預金信用					
小分類 細分 番号 番号 640 6400		小分類 細分類 番号 番号 640 6400	管理、補助的経済活動を行う事業所(64貸金業,クレジットカード業等非預金信用機関) 主として管理事務を行う本社等 主として貸金業,クレジットカード業等非預金信用機関 の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務,人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、企画、広報・宣伝、営業支援・特定顧客管理、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、支社・支店等の管理、情報システム管理、保有資機材の管理、契約等の現業以外の業務を行う事業所をいう。 〇管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所				
6409	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 主として貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 における活動を促進するため、同一企業の他事業所に 対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提 供する事業所をいう。 〇自家用車庫	6409	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 主として貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 における活動を促進するため、同一企業の他事業所に 対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を提 供する事業所をいう。 〇自家用車庫				
641 6411	貸金業 消費者向け貸金業 主として消費者向けに金銭の貸付け又は金銭の貸借 の媒介を行う事業所をいう。 〇消費者向け無担保貸金業者;消費者向け有担保貸金 業者	641 6411	貸金業 消費者向け貸金業 主として消費者向けに金銭の貸付け又は金銭の貸借 の媒介を行う事業所をいう。 〇消費者向け無担保貸金業者;消費者向け有担保貸金 業者				

	改	定素案		現	行(第13回 改定)	改	定	理	由
	6412	事業者向け貸金業 主として事業者向けに金銭の貸付け又は金銭の貸借 の媒介を行う事業所をいう。 〇事業者向け貸金業者:手形割引業者		6412	事業者向け貸金業 主として事業者向けに金銭の貸付け又は金銭の貸借 の媒介を行う事業所をいう。 〇事業者向け貸金業者:手形割引業者:日賦貸金業者	日賦貸金業者→ 事業者向け貸金 できるが、○例示 的に説明出来る(	業者は、分 :が他にもa	·類項目と同· あり、比較対	象として、代表
642	6421	質屋 質屋 物品を質にとって <u>利用者</u> に資金を融通する事業所をい う。	642	6421	質屋 質屋 物品を質にとって <u>一般庶民</u> に資金を融通する事業所を いう。 <u>〇質屋</u>	現在の質屋はま 用者が利用してい 表現は、「貴族な 民。」を意味してお より適切な表現に 「利用者」へ変更 質屋→指針①に	いる。また』 どに対して おり誤解が こするため する。	な辞苑によれ 、身分がふっ 生じる可能性	ば「庶民」という つうの人々。平 Eがあるため、
643	6431	クレジットカード業、割賦金融業 クレジットカード業 チケット又はクレジットカードを発行し、会員に対して加盟店からの物品などを購入することについてあっせんを行い、加盟店に対しては会員に代わって立替払いを行う事業所をいう。 〇クレジットカード会社:信販会社(クレジットカード業のもの):各種チケット団体(クレジットカード業のもの)	643	6431		クレジットカード会きるが、〇例示かに説明出来る例:	他にもあり	人、比較対象	
	6432	割賦金融業 主として割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又 は買取るなにより、当該販売店に対して資金の供給を 行う事業所をいう。 ×ファクタリング業者(売掛債権買取業のもの)[6499]		6432	割賦金融業 主として割賦販売等に伴う販売店の債権を担保とし又 は買取るなどにより、当該販売店に対して資金の供給を 行う事業所をいう。 <u>〇割賦金融業者</u> ×ファクタリング業者(売掛債権買取業のもの)[6499]	割賦金融業者→	指針①にる	り削除	
649	6491	その他の非預金信用機関政府関係金融機関特別の法律により設置された政府が出資する法人で、設置目的のための貸付け、資産管理等の業務を行う公庫等、独立行政法人の事業所をいう。ただし商工組合中央金庫を除く。 〇中小企業基盤整備機構;福祉医療機構;住宅金融支援機構;郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	649	6491	その他の非預金信用機関 政府関係金融機関 特別の法律により設置された政府が出資する法人で, 設置目的のための貸付け,資産管理等の業務を行う公 庫等,独立行政法人の事業所をいう。 ただし商工組合中央金庫を除く。 〇中小企業基盤整備機構;福祉医療機構;住宅金融支 援機構;郵便貯金・簡易生命保険管理機構 × 商工組合中央金庫(6313)	郵便貯金・簡易生商工組合中央金			

改	定素案	現	行(第13回 改定)	改	定	理	由
6492	住宅専門金融業 主として住宅資金を個人、会社などに対し融通する事 業所、又は無尽の方法により土地、建物の給付を行う事 業所をいう。 〇住宅金融業者:住宅無尽会社	6492	住宅専門金融業 主として住宅資金を個人、会社などに対し融通する事 業所、又は無尽の方法により土地、建物の給付を行う事 業所をいう。 〇住宅金融業者:住宅無尽会社				
6493	証券金融業 主として金融商品取引所の会員に対して信用取引の 決済に必要な金銭又は有価証券の貸付を行う事業所を いう。	6493	証券金融業 主として金融商品取引所の会員に対して信用取引の 決済に必要な金銭又は有価証券の貸付を行う事業所を いう。 〇証券金融会社	証券金融会社-	→指針①によ	り削除	
6499	他に分類されない非預金信用機関 他に分類されない非預金信用機関の事業所をいう。 〇ファクタリング業者(売掛債権買取業のもの):特定目 的会社 ×割賦金融業者[6432]	6499	他に分類されない非預金信用機関 他に分類されない非預金信用機関の事業所をいう。 〇ファクタリング業者(売掛債権買取業のもの);特定目 的会社 ×割賦金融業者[6432]				

	改	定	素	案		3	<del></del>	行(	第13	3回 i	改定)		改	定	理	由
	中分類	頁65一金融商	<b>あ品取引業</b>	、商品先物取	引業		中分類	頁65-金	融商品取	引業,商	i品先物取引業	<u> </u>				
			総説						総	説						
あ品投資顧 問	問業等を語 商品取引	営む事業所か 所及び商品	が分類される		、商品先物取引業、 动的金融業等	商品投資顧	問業等を認 商品取引	営む事業 所及び商	所が分類	される。	品取引業,商 領66一補助的	品先物取引業, 金融業等				
小分類 番号 650		管業主をめ務定支のう。管業主をめ務定支のう。	物取引業) 理事務を行動を会議を 会議を 会議を 会議を 会議を 会議を を を を を を を を を	) デウ本社等 で、当業、商品先 して、自企業の 総括業務、人 、企画、広報・ で、開発、生産 情報システム	所(65金融商品取引 物取引業の事業か 経営を推進す、総・ 事宣伝、営変エクト で理、保 で理、保 を行う事業所をい ・支社・支所	小分類 番号 650	通 細分類 番号 6500	管業主統の財客社管理、と主括組務管・理、商しては一様・理び	品先物事務により、おきでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	に 業 に に に に に に に に に に に に に	は社等 業、商品先物取 引企業の経営を 業務、人事・人 広報・宣伝、営 生産・プロジェ ンステム管理、	学業支援・特定顧 にクト管理、支 保有資機材の 事業所をいう。				
	6509	主として会 活動を促進	金融商品取 Éするため、 B、修理・整 N <b>う</b> 。	、同一企業の個	行う事業所 物取引業における 也事業所に対して、 支援業務を提供する		6509	主とし 動を促 送, 清i 業所を	ノて金融商 進するたぬ 掃, 修理・§	品取引第 5、同一1	企業の他事業	事業所 引業における活 所に対して、輸 務を提供する事				
651		金融商品耳	区引業			651		金融商	品取引業							
	6511	商品取引等金の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	業を除く) ・取引法にも ・性の高いを動性のの低い ・所をあいる。 ・会融取引まる。 ・、抵当証券	基づき主務大月 月価証券の売り い権利(みなし 1引業者(証券3 者など);第二種	運用業、補助的金融 至の登録を受け、主 買等、店頭デリバティ 育価証券)の売買等 会社、抵当証券業 重金融商品取引業者 資販売業者、金融先		6511	商金とブを〇者に取いて引き、のののでは、一般では、これでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	引業を除ぐ 商品取引注 充動性の高 ・流動性の 事業の 事業金融商 融先物取る	() はに基 い有価 いもの いう。 引業者 ま 計業券業者	き主務大臣の 証券の売買等 利(みなし有価 と者(証券会社 ど);第二種金	業、補助的金融 登録を受け、主 、店頭デリバティ 証券)の売買等 、抵当証券業 融商品取引業者 売業者、金融先				

	改	定	素	案			現	行(	第13	3回	改定	)		改	定	理	由	
	6512	資顧問契約	取引法に基 かに基づく助 ・代理業者	カ言を行う ឥ;証券投資	が 大臣の登録を受け、投 事業所をいう。 資顧問業者		6512	金融 資顧問 〇投資	言・代理業 商品取引法 引契約に基で 引動言・代理 、投資顧問	・ まに基づ づく助言 !業者;i	を行う事業 E券投資顧		さるが、	〇例示が		、比較対象	-であると判 として、代表	
	6513	として投資- 指図型投資資 また、特別 業等の自己 るため、株 事業所も本	取引法に割っている。因素に対象のでは、対象のでは、対象のでは、対象のでは、対象のでは、対象には、対象は、対象は、対象は、対象を対象には、対象を対象には、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	に基づく貝用を行う事 より、中小 実を促進し 「法により」 まれる。 ・チャーキャ	る大臣の登録を受け、主 財産等の運用、委託者 事業所をいう。 企業等に対し、当該企 、健全な成長発展を図 資金を供給するなどする でピタル:中小企業投資 所成会社	1 3	6513	として打指また、業をのよりである。また、ままでのののでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	商品取引法 投資一任契 投資信託( 特別の法 )自己資本( ,株式引受 (も本分類)	約等にの運用を 神にまり かの方まを の方まれ で含ンチ	基づく財産 行う事業所 中小企業 促進し、 傾 により資金 る。 ャーキャピ	等に対し, 当該企 全な成長発展を図 を供給するなどす。 タル;中小企業投資	が、〇例 出来る例	示が他に		較対象として	ると判断でき て、代表的に	
	6514	務を営む事	育価証券の 業所をいう 張替機関	保管及び打 。 ; 金融商品	振替等の補助的証券業 A取引清算機関,証券代		6514	主とし 務を営 〇証券 行業者	む事業所を 保管振替	券の保 をいう。 機関:金	融商品取引	等の補助的証券第 出清算機関 : 証券化						
652	6521	として国内が 先物取引の 商品 業として 〇 取引 の 等を 実内 商品 教取引 表 として 物取引 素 者	双引業 取引法にま 及び外国の の受託を品で で営む場の で当ります は市店 は市店 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	を づき主務 から できます かっこう できます いっこう いっこう でいっこう でいっこう でいっこう ボデリバブ 取ってい できます いっこう できます いっこう できます かい いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこう いっこ	が大臣の許可を受け、主 所の商品市場における 事業所並びに主として 「相対で商品先物取引	5	6521	商と先商等〇物× 品ので取取業内引定	国内及び外収引の受託な引所の商品で営むの受託をして営むりではようには、1 は は は は は は は は は は は は は は は は は は	はに基本では、基本では、基本では、基本では、基本では、基本では、基本では、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、また	き主務大日 品取引所の て営む事業 こよらず相対 をいう。 : 業者;外国 リバティブ	豆の許可を受け、主 )商品市場における 所並びに主として 対で商品先物取引 国商品市場商品先 取引業者 ・者[6529];商品先	5					

改	定	素	案		現	行	页 第13回 改	定)	改	定	理	由
6522	務大臣の許 産を商品投	に係る事業 可を受け、 資により運 係る投資判	主として履 用する契  断に基つ	関する法律に基づき主 頂客から出資された資 約を締結すること、又は づき顧客のために投資を 。		務 産 商 行	福投資顧問業 商品投資に係る事業の規制 所大臣の許可を受け、主とし を商品投資により運用する 品投資に係る投資判断に表 うことを業とする事業所をい の商品投資顧問業者	川に関する法律に基づき主 て顧客から出資された資 契約を締結すること、又は 基づき顧客のために投資を		業者→指針①	ひにより削除	
6529	他に分類され う。 〇特定店頭 仲介業者 ×国内商品	れない商品 商品デリバ 市場先物耳 引業者[65	先物取引 ディブ取 又引業者 21];店頭	品投資顧問業  業等を行う事業所をい 引業者:商品先物取引 [6521];外国商品市場 種商品デリバティブ取引 f[6522]	6529	他 う C 仲 × 彦	その他の商品先物取引業, 2に分類されない商品先物取。 ) 特定店頭商品デリバティブ ・介業者 ・国内商品市場先物取引業 ・「国大物取引業者[6521];原 ・「商品投資顧問業	双引業等を行う事業所をい取引業者:商品先物取引 者[6521]:外国商品市場 話頭商品デリバティブ取引				

	改	定	素	案		Į	見	行(	第13	回 改足	定)			改	定	理	由	
	中分類66-補助的金融業等 総 説					中分類66-補助的金融業等 総 説												
融商品取引	業、商品先	物取引業等	の営む業剤	音金業等の非預金信 8と密接に関連する 4代理業を営む事業	補助的業務又	融商品取引第	業, 商品先	物取引第	業等の営む美	業務と密接に		業務又						
小分類 番号	<ul><li>種分類</li><li>番号</li></ul>	Ī				小分類 番号	細分類 番号	i										
660	6600	等主としてできません。 主としたのでは、 生ののでは、 生	理事務を行補助的金融 企業の経営 多、人事宣プを 生までは、 生まではで で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	助を行う事業所(66名 う本社等 業等の事業所を統持を推進するための組 材育成、総務、財務 営業支援・特支程・ ジェクト管理、支社・ ジェクト管機材の管理 、保有資機材の管理 、保有資格がである。 は、本所・本店・支社	括する本社等 組織全体の管 8・経理、法 客管理、調査・ 支店等の管 理、契約等の	660	6600	等主主と理務研理現代のでは、	で理事務を で補業の経業の経業の、 自務、報・宣発、生産の発 発、生産の業務を がの業務を	行う本社等 融業等の事 営を推進す。 人材営業支援 ロジェクト管 理, 保有資 行う事業所を	業所を統括する本るための組織全体総務, 財務・経理, を・特定顧客管理, 理, 支社・支店等の機材の管理, 契約	本社等 本の管 ・ 調査・ の管						
	6609	主として神 め、同一企	補助的金融 業の他事業 等の支援業	的経済活動を行う事 業等における活動を 美所に対して、輸送、 養務を提供する事業	を促進するた 、清掃、修理・		6609	主とし め, 同-	で補助的金 −企業の他 果安等の支持	融業等におり 事業所に対し	めを行う事業所 ける活動を促進す して、輸送、清掃、 はする事業所をいき	修理▪						
661	6611	短資業 金融機関		付帯業 ↑在し、主としてコー 及び手形売買取引る		661	6611	短資業 金融機	機関相互間( の貸借の媒		としてコール資金 売買取引を行う事	の貸付	短資会社-	→指針①	こより削り	余		

改	定素薬	₹	現	行(第13回 改定)		改	定	理	由
6612	手形交換所 加盟金融機関相互間の小機能を営む非営利的機関の <u>〇電子交換所</u>		6612	手形交換所 加盟金融機関相互間の小切手,手形の交換 機能を営む非営利的機関の事業所をいう。 <u>〇手形交換所</u>	決済の	電子交換所の設 更する。	战立(2022年	11月)に伴し	ハ、○例示を変
6613	両替業 空港、ホテル、停車場など とって顧客の便益のためにすむ事業所をいう。 〇外国貨幣両替業者		6613	両替業 空港、ホテル、停車場などにおいて一定の手数 とって顧客の便益のために内外国通貨の両替な む事業所をいう。 ○両替屋:外国貨幣両替業者	数料を	○両替屋→指針@	4)により削除	•	
6614	信用保証機関 金融機関からの借入れによ 保証することにより事業資金 を目的とする事業所をいう。 〇信用保証協会:農業信用 会:県農協保証センター;信月 ×農林漁業信用基金[6615]	等の融通を円滑にすること 基金協会:漁業信用基金協 用保証会社	6614	信用保証機関 金融機関からの借入れによる中小企業者等の 保証することにより事業資金等の融通を円滑に を目的とする事業所をいう。 〇信用保証協会:農業信用基金協会:漁業信用 会:農林漁業信用基金(林業部門):県農協保証 ター:信用保証会社 ×農林漁業信用基金( <u>農業・漁業部門)</u> [6615]	すること : 用基金協 IEセン	事業である信用係	R証再保険機 用基金(林業	と、×(部門)と、×	
6615	信用保証再保険機関 信用保証機関の保証につき 関に資金を融通する事業所る 〇農林漁業信用基金;全国	をいう。	6615	信用保証再保険機関 信用保証機関の保証につき保険を行い、また 関に資金を融通する事業所をいう。 〇農林漁業信用基金(農業・漁業部門);全国農 センター ×農林漁業信用基金(林業部門)[6614]	;	(独)農林漁業信事業である信用份 示の(農業・漁業 金(林業部門)[66	R証再保険機 部門)と、×イ	機関に分類さ 列示の×農	されるため、〇例
6616	預・貯金等保険機関 預・貯金者などの保護を図づき金融機関の預・貯金など 金の支払い及び救済金融機 行う機関の事業所をいう。 〇預金保険機構;農水産業性 資者保護基金:保険契約者保	でが戻しについての保険 関等に対する資金援助を 協同組合貯金保険機構:投	6616	預・貯金等保険機関 預・貯金者などの保護を図るため、預金保険済づき金融機関の預・貯金などの払戻しについて 金の支払い及び救済金融機関等に対する資金 行う機関の事業所をいう。 〇預金保険機構;農水産業協同組合貯金保険 資者保護基金;保険契約者保護機構	の保険援助を				
6617	金融商品取引所 金融商品取引法により主務 された有価証券の売買、有値 証券オプション取引又は金融 に必要な市場を開設している	西証券指数先物取引、有価 虫先物の売買等を行うため	6617	金融商品取引所 金融商品取引法により主務大臣の免許を受けされた有価証券の売買、有価証券指数先物取引証券オプション取引又は金融先物の売買等を行に必要な市場を開設している事業所をいう。 〇金融商品取引所	ナて規定 引, 有価	金融商品取引所-	→指針①に。	より削除	

	改	定	素	案		;	現	行(	第13	3回 7	文定 )			改	定	理	由
	6618		取引法によ の先物取引		の許可を受けて規定 かに必要な場を提供		6618	された する事	先物取引流	勿取引等を		許可を受けて規定 こ必要な場を提供	商品取引	所→指針	①により肖	削除	
	6619	その他の本事業所をいる 〇公共工事 (前払式支払 マネーを含む 回収機構; (QRコード決)	補助的金融 う。 前払金保証 <u>以手段として む);</u> 債権管 資金移動業 済・電子マ	証会社:前払: て提供される 理回収業者 者(資金移動 ネーを含む):	業 融附帯業務を営む 式支払手段発行者 QRコード決済・電子 (サービサー): 整理 効業として提供される : 資金清算業者:電 業者:電子債権記録		6619	その 事業所 〇公共 債権管	Tをいう。 L工事前払	か金融業務 金保証会 者(サ <i>ー</i> ビ	る 及び金融 社 : <u>前払式</u>	附帯業務を営む 支 <u>払手段発行者</u> ; 理回収機構; <u>資金</u>	化するたけ では できる	めに内容に内容に内容に内換まででは、19 で変にがまる。 でででは、19 でのでででででいる。 では、19 でででででででいる。 では、19 では、19	列示を追加 では、新向では、方向の ではる補助加 でを分事 で、業の事業の事業の事業	ロする。 C、ISIC(国際 な小分類 <sup>I</sup> 性で議論が I金融業,金 する。 定に当たっ	、位置付けを明確 祭標準産業分類) 頁目を立項せず、 なされていること 会融附帯業」〇例 っては、ISICの動 品握の上、新規立 ある。
662	6621	託業を行う事 ただし、信 を除く。	に基づき、F 事業所をい 託銀行[62	う。	Eの免許を受けて信 B型信託会社[6622] 託会社	662	6621	信託 託業を ただし を除く。	型信託業 業法に基づ 行う事業所 し, 信託銀	fをいう。 行[6223]』	及び管理型	D免許を受けて信 型信託会社[6622] 会社		示が他にも	あり、比	蛟対象とし つ	あると判断できる て、代表的に説明
	6622	のみの指図 る信託及び( を変えない筆 行われる信	は委託者か により信託 信託財産に 節囲内の利 託の引受に	財産の管理 こつき保存行 月日行為若しく	限の委託を受けた者 又は処分が行われ 為又は財産の性質 くは改良行為のみが 事業所をいう。 託会社		6622	を る る る を 変え た たわれ	)指図によ 及び信託! ない範囲に	り信託財産 財産につき 内の利用行 引受けのみ	の管理又保存行為 「為若しくに かを行う事	の委託を受けた者 は処分が行われ 又は財産の性質 は改良行為のみが 業所をいう。 会社		示が他にも	あり、比	蛟対象とし つ	あると判断できる て、代表的に説明
663	6631	有価証券の	介業 取引業又は 売買の媒介	は登録金融機 介等を行う事 〒う登録金融・		663	6631	金融 有価証 〇金融	5品仲介業	業又は登録 の媒介等る <u>業者</u>	を行う事業		金融商品	仲介業者	→指針①	により削除	

改 定 素 案	現 行(第13回 改定)	改 定 理 由
6632 信託契約代理業 信託契約の締結の代理又は媒介のいずれかを行う事 業所をいう。	6632 信託契約代理業 信託契約の締結の代理又は媒介のいずれかを行う事 業所をいう。 <u>〇信託契約代理店</u>	信託契約代理店→指針①により削除
6639 その他の金融代理業 他に分類されない金融代理業を行う事業所をいう。 〇銀行代理業者:信用金庫代理業者:信用協同組合代 理業者:労働金庫代理業者:農林中央金庫代理業者; 特定信用事業代理業者(農業協同組合法又は水産業 協同組合法に基づくもの)	6639 その他の金融代理業 他に分類されない金融代理業を行う事業所をいう。 〇銀行代理業者:信用金庫代理業者:信用協同組合代 理業者:労働金庫代理業者:農林中央金庫代理業者; 特定信用事業代理業者(農業協同組合法又は水産業 協同組合法に基づくもの)	

改定素案	現 行(第13回 改定)	改定理由
中分類67-保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む) 総 説	中分類67-保険業(保険媒介代理業,保険サービス業を含む) 総 説	
農業及び漁業に係る共済事業を行う事業所並びに漁船保険を行う事業所も本分類に含まれる。 ただし、社会保険事業を行う事業所は大分類P-医療、福祉[8511]又は大分類	類に含まれる。	
小分類 細分類 番号 番号 670 管理、補助的経済活動を行う事業所(67保険業) 6700 主として管理事務を行う本社等 主として保険業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、企画、広報・宣伝、営業支援・特定顧客管理、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、支社・支店等の管理、情報システム管理、保有資機材の管理、契約等の現業以外の業務を行う事業所をいう。	小分類 細分類 番号 番号 670 管理,補助的経済活動を行う事業所(67保険業) 6700 主として管理事務を行う本社等 主として保険業の事業所を統括する本社等として,自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務,人事・人材育成,総務,財務・経理,法務,企画,広報・宣伝,営業支援・特定顧客管理,調査・研究開発,生産・プロジェクト管理,支社・支店等の管理,情報システム管理,保有資機材の管理,契約等の現業以外の業務を行う事業所をいう。 ○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所	
6709 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 主として保険業における活動を促進するため、同一企 業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等 の支援業務を提供する事業所をいう。 〇自家用車庫	6709 その他の管理,補助的経済活動を行う事業所 主として保険業における活動を促進するため,同一企 業の他事業所に対して,輸送,清掃,修理・整備,保安等 の支援業務を提供する事業所をいう。 〇自家用車庫	
671 生命保険業 6711 生命保険業(郵便保険業、生命保険再保険業を除く) 保険業法による生命保険業を行う事業所をいう。	671 生命保険業 6711 生命保険業(郵便保険業,生命保険再保険業を除く) 保険業法による生命保険業を行う事業所をいう。 〇生命保険株式会社:生命保険相互会社	生命保険株式会社;生命保険相互会社→指針①により削除

	改	定素	案		現	行(第13回改	定)	改	定	理	由
	6712	郵便保険業 郵政民営化法等により 〇かんぽ生命保険	J生命保険業を行う事業所を	<b>たいう。</b>	6712	郵便保険業 郵政民営化法等により生命 ○かんぽ生命保険	保険業を行う事業所をいう。				
	6713	生命保険再保険業 主として他の保険会社 を行う事業所をいう。	この引受けた生命保険の再促	呆険業	6713	生命保険再保険業 主として他の保険会社の引 を行う事業所をいう。 〇生命保険再保険会社	受けた生命保険の再保険業	生命保険再保険	∶会社→指針	汁①により削	除
	6719	その他の生命保険業 その他の生命保険業( 事業所をいう。 〇外国生命保険会社	(外国生命保険業を含む)を	行う	6719	その他の生命保険業 その他の生命保険業(外国 事業所をいう。 〇外国生命保険会社	生命保険業を含む)を行う				
672		損害保険業		672	=	損害保険業					
	6721	主として保険業法によう。	る損害保険業を行う事業所 沿主責任相互保険組合;小型		6721	損害保険業(損害保険再保修 主として保険業法による損害 う。 ○損害保険株式会社;船主責 相互保険組合;漁船保険組合	害保険業を行う事業所をい 賃任相互保険組合;小型船	損害保険株式会できるが、〇例で いに説明出来る	が他にもも	5り、比較対	象として、代表
	6722	200 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	この引受けた損害保険の再促	呆険業	6722	損害保険再保険業 主として他の保険会社の引 を行う事業所をいう。 〇損害保険再保険会社:漁船		損害保険再保 <b>隊</b> 漁船保険中央会			除
	6729	その他の損害保険業 他に分類されない損害 む)を行う事業所をいう。 〇外国損害保険会社	『保険業(外国損害保険業を ,	含	6729	その他の損害保険業 他に分類されない損害保険 む)を行う事業所をいう。 〇外国損害保険会社	*業(外国損害保険業を含				
673		共済事業、少額短期保障		673	=	共済事業, 少額短期保険業					
	6731	各種災害補償法による	賞法によるもの) 5共済事業を行う事業所をい 共済組合連合会;漁業共済約		6731	共済事業(各種災害補償法に 各種災害補償法による共済 〇農業共済組合: 農業共済組 漁業共済組合連合会	等事業を行う事業所をいう。				

	改	定素案		現	行(第13回 改定)	改	定	理	由
	6732	共済事業(各種協同組合法等によるもの) 各種協同組合法等による共済事業を行う事業所をい う。 〇全国共済農業協同組合連合会;各種生活協同組合共 済;火災共済協同組合;全国共済水産業協同組合連合		6732	共済事業(各種協同組合法等によるもの) 各種協同組合法等による共済事業を行う事業所をいう。 〇 <u>共済農業協同組合連合会</u> ;各種生活協同組合共済; 火災共済協同組合; <u>共済水産業協同組合連合会</u>	共済農業協同組 会→指針③により		共済水産業	協同組合連合
	6733	会 少額短期保険業 保険業法上の保険業のうち、一定事業規模の範囲内に おいて、少額かつ短期の保険の引受けのみを行う事業所 をいう。		6733	少額短期保険業 保険業法上の保険業のうち、一定事業規模の範囲内に おいて、少額かつ短期の保険の引受けのみを行う事業所 をいう。 〇少額短期保険業者	少額短期保険業	者→指針⑴	ひにより削除	ŧ
674	6741	保険媒介代理業 生命保険媒介業 生命保険業者のために生命保険契約の募集、保険料 の集金等を行う事業所をいう。	674	6741	保険媒介代理業 生命保険媒介業 生命保険業者のために生命保険契約の募集,保険料 の集金等を行う事業所をいう。 〇生命保険代理店	生命保険代理店	→指針①Ⅰ	こより削除	
	6742	損害保険代理業 損害保険業者のために、損害保険契約の締結、保険料 の収納等を行う事業所をいう。		6742	損害保険代理業 損害保険業者のために、損害保険契約の締結、保険料の収納等を行う事業所をいう。 〇損害保険代理店	損害保険代理店	→指針①Ⅰ	こより削除	
	6743	共済事業媒介代理業・少額短期保険代理業 各種共済協同組合法等による共済事業を行う事業者の ために共済契約の締結、共済料の収納等を行う事業所 及び、少額短期保険業者のために、少額短期保険契約 の締結、保険料の収納等を行う事業所をいう。 〇火災共済協同組合代理所:少額短期保険代理店		6743	共済事業媒介代理業・少額短期保険代理業 各種共済協同組合法等による共済事業を行う事業者の ために共済契約の締結、共済料の収納等を行う事業所 及び、少額短期保険業者のために、少額短期保険契約 の締結、保険料の収納等を行う事業所をいう。 〇火災共済協同組合代理所;少額短期保険代理店	少額短期保険代 断できるが、〇例 表的に説明出来	示が他に	もあり、比較	対象として、代
675	6751	保険サービス業 保険料率算出団体 所属会員のために各種保険の危険度を調査し、保険料 の算出を行う事業所をいう。 〇損害保険料率算出機構	675	6751	保険サービス業 保険料率算出団体 所属会員のために各種保険の危険度を調査し、保険料 の算出を行う事業所をいう。 〇損害保険料率算出機構				

改 定 素 案	現	行(第13回 改定)	改	定	理	由
6752 損害査定業 保険業者から独立した経営による損害査定を行う事業 所をいう。	6752	損害査定業 保険業者から独立した経営による損害査定を行う事業 所をいう。 <u>○損害査定事務所</u>	損害査定事務所-	→指針①によ	り削除	
6759 その他の保険サービス業 他に分類されない保険サービスを提供する事業所をい う。 〇生命保険相談所:保険仲立業者 ×生命保険協会[9312]:日本損害保険協会[9312]	6759	その他の保険サービス業 他に分類されない保険サービスを提供する事業所をいう。 〇生命保険相談所:保険仲立業者 ×生命保険協会[9312]:日本損害保険協会[9312]				